

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ヒ (略) フ <u>新潟県産業拠点強化を促進 するための県税の特例に關す る条例（平成27年新潟県条例 第50号）第2条の規定により、 事業税等の不均一課税をする こと。</u> (3)・(4) (略)	県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ヒ (略) (3)・(4) (略)
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	